

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 4 月 20 日 (火) 第 201 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告 示

- 保安林の指定予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 1
- 肥料の登録の有効期間の更新 (経営技術課取扱い) 2
- 収去飼料の試験結果の公表 (畜産課取扱い) 2
- 県営土地改良事業の計画の変更 (2件) (農地整備課取扱い) 2
- 公共測量の終了 (2件) (監理課取扱い) 3
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課取扱い) 3
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (都市計画課取扱い) 4

公 告

- 一般競争入札公告 (工業技術センター取扱い) 5
- 落札者等の公告 (県立鹿児島養護学校取扱い) 8

教 育 委 員 会 告 示

- 指定文化財の指定の解除 (文化財課取扱い) 8

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治資金規正法第17条第2項に該当する政治団体の公表 (選挙管理委員会取扱い) 8

人 事 委 員 会 規 則

- 勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則 (※) (職員課取扱い) 9
- 鹿児島県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立て
に関する規則の一部を改正する規則 (※) (職員課取扱い) 9
- 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則 (※)
(職員課取扱い) 9
- 鹿児島県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則 (※) (職員課取扱い) 10

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 10

告 示

鹿児島県告示第562号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和 3 年 4 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
熊毛郡中種子町納官字上ヶ尻2656番
- 2 指定の目的
風害の防備
- 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び中種子町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第563号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 3 年 4 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1107号	令和9年4月2日	炭酸カルシウム肥料	10.0炭酸苦土石灰	アルカリ分55.0 可溶性苦土10.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	西日本産業株式会社	大分県佐伯市大字上岡1237番地の1
鹿児島県肥第1108号	令和9年4月2日	炭酸カルシウム肥料	粒状炭酸苦土石灰	アルカリ分55.0 可溶性苦土10.0	その他の制限事項は公定規格のとおり	西日本産業株式会社	大分県佐伯市大字上岡1237番地の1

鹿児島県告示第564号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第1項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和3年3月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和 3 年 4 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
西酒造（株） 下福元蒸留所 7340001005536 （鹿児島市）	同左	ウイスキー粕	令和 3.3	栄養成分等－粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第565号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業水利施設等保全高度化（畑地帯担い手支援型）（旧：畑地帯総合整備）（農業用排水施設整備及び土層改良）第二尾母地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 3 年 4 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 3 年 4 月 21 日から同年 5 月 24 日まで
- 3 縦覧場所
徳之島町役場耕地課

鹿児島県告示第566号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業水利施設等保全高度化（畑地帯担い手支援型）（旧：農地整備（畑地帯担い手支援型））（農業用排水施設整備）第一松原地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 3 年 4 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 3 年 4 月 21 日から同年 5 月 24 日まで
- 3 縦覧場所
天城町役場農地整備課

鹿児島県告示第567号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、九州電力株式会社テクニカルソリューション統括本部土木建築本部長から令和2年10月23日鹿児島県告示第929号で告示した公共測量の実施は、令和3年3月25日終了した旨の通知があった。

令和 3 年 4 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第568号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿児島市長から令和2年11月13日鹿児島県告示第1001号で告示した公共測量の実施は、令和3年3月31日終了した旨の通知があった。

令和 3 年 4 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第569号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、鹿児島県土木部砂防課及び鹿児島地域振興局建設部建設総務課に備え置いて縦覧に供する。

令和 3 年 4 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

区 域 の 名 称	区 域
広 木 1 1 地 区	次に掲げる標柱の1号から4号までを順次直線で結んだ線及び同標

柱の 1 号と 4 号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域並びに同標柱の 5 号から 11 号までを順次直線で結んだ線及び同標柱の 5 号と 11 号を直線で結んだ線により囲まれた土地の区域	標柱の所在地
標柱	
1 号	鹿児島市田上町 5117 番
2 号 3 号	鹿児島市田上町 5116 番 2
4 号	鹿児島市田上町 5117 番 1
5 号 11 号	鹿児島市田上町 5115 番 4
6 号	鹿児島市田上町 5118 番 1
7 号 8 号 9 号	鹿児島市田上町 5116 番 1
10 号	鹿児島市田上町 5115 番 3

鹿児島県告示第 570 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和 3 年 4 月 20 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 施行者の名称

霧島市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 国分都市計画及び隼人都市計画下水道事業
- (2) 名称 国分隼人公共下水道

3 事業施行期間

平成 2 年 1 月 26 日から令和 10 年 3 月 31 日まで（変更前令和 5 年 3 月 31 日まで）

4 事業地

(1) 収用の部分

平成 2 年 1 月 26 日鹿児島県告示第 170 号、平成 7 年 9 月 11 日鹿児島県告示第 1475 号、平成 8 年 3 月 29 日鹿児島県告示第 657 号、平成 9 年 6 月 20 日鹿児島県告示第 934 号、平成 11 年 7 月 6 日鹿児島県告示第 1004 号、平成 13 年 7 月 17 日鹿児島県告示第 1058 号、平成 20 年 8 月 8 日鹿児島県告示第 1236 号及び平成 28 年 3 月 29 日鹿児島県告示第 368 号の事業地のうち大字隼人町東郷字川原石及び字松元、大字隼人町内字湯ノ元、隼人町松永一丁目、大字隼人町見次字須ノ木並びに国分中央一丁目を変更する。

(2) 使用の部分

平成 2 年 1 月 26 日鹿児島県告示第 170 号、平成 7 年 9 月 11 日鹿児島県告示第 1475 号、平成 8 年 3 月 29 日鹿児島県告示第 657 号、平成 9 年 6 月 20 日鹿児島県告示第 934 号、平成 11 年 7 月 6 日鹿児島県告示第 1004 号、平成 13 年 7 月 17 日鹿児島県告示第 1058 号、平成 20 年 8 月 8 日鹿児島県告示第 1236 号及び平成 28 年 3 月 29 日鹿児島県告示第 368 号の事業地のうち大字国分野口字小屋後、字長春、字長春川原、字南畑、字荒野及び字八ツ割、国分野口西、国分野口東、大字国分野口町字高見堂、国分福島一丁目、大字国分向花字島森、大字国分府中字天神坊、国分中央一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目及び六丁目、国分松木東、大字国分上小川字堀場、字羽山、字宮田、字宮下、字拝田及び字藪田、国分名波町、国分山下町、国分城山町、大字国分湊字大国前並びに大字隼人町見次字東雨ヶ迫、字西雨ヶ迫、字水分、字新開、字寺ノ前、字須ノ木、字佛師田、字菩提、字菩提寺ノ前、字高免、字貝坪、字石水道尻及び字石水道口地内において事業地を変更し、同事業地に大字国分野口字西ノ下及び字大津川原、大字国分野口町字東荒野、大字国分向花字岡山下及び字天神坊、大字隼人町見次字下川原、字東龍波見、字西龍波見、字落ノ下、字境上、字見次及び字石橋、大字隼人町野口字池袋、大字隼人町東郷字高島、字大丸、字松元、字八反田、字川原石、字溝尻、字新溝、字京田、字油田、字中須、字江尻、字上川原、字前田、字高江、字川原田、字瀬戸口、字六反田、字古川、字橋之口、字辻及び字小丸、大字隼人町内字原田、字木房、字湯ノ元、字早迫、字前田、字石踊、字木房川原、字宮園及び字中原田、隼

人町東郷一丁目、隼人町松永一丁目及び二丁目、隼人町姫城一丁目、二丁目及び三丁目、大字隼人町松永字脇ノ田、字永谷、字片平田及び字山野並びに大字隼人町姫城字金竹、字石踊、字羽坂、字西瓜川原、字落水田、字稲成田、字千次丸、字平下、字宇都、字七ヶ所、字天神、字石樋及び字上向川原を加える。

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の購入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

令和3年4月20日

鹿児島県工業技術センター所長 瀬戸口眞治

1 入札に付する事項

- (1) 購入をする物品等の名称及び数量
放射・伝導イミュニティー試験システム 一式
- (2) 購入をする物品等の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
入札説明書による。
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱（昭和52年鹿児島県告示第166号。以下「資格審査要綱」という。）第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であつて、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を令和3年5月14日午後5時までに4の(2)の場所に提出し、当該物品を納入することができることを証明した者であること。

なお、機能等証明書を発売予定の物品で提出する場合は、1の(1)の物品を要求仕様書の示す納入期限までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。

また、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等

入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

令和 3 年 4 月 20 日から同年 5 月 19 日までのそれぞれの日 (県の休日を除く。)の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県工業技術センター庶務部

霧島市隼人町小田 1445 番 1 号 郵便番号 899-5105

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること (郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。)

(4) 入札書の提出期限

令和 3 年 6 月 8 日午後 5 時 (郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。)

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 令和 3 年 6 月 9 日午前 10 時

イ 場所 鹿児島県工業技術センター (1 階) 研修室

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(ア) 交付場所 (2)に同じ。

(イ) 交付期限 令和 3 年 5 月 14 日午後 5 時

5 契約条項を示す場所及び期限

4 の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 箇年の間に国 (独立行政法人を含む。)又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契

約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

ア 契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

イ 契約の相手方が、過去2箇年の間に国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体とこの契約に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書，入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県工業技術センター庶務部
霧島市隼人町小田1445番1号 郵便番号 899-5105
電話番号 0995-43-5111
ファックス番号 0995-64-2111

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS TO BE HIRED:
Radiation and Conduction Electromagnetic Field Immunity Test System:1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:
Specified in the bid explanation form
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the bid explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:00 p.m. 8 June2021
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Kagoshima Prefectural Institute of Industrial Technology
1445-1 Oda,Hayato-cho,Kirishima City,Kagoshima Prefecture 899-5105 Japan
TEL 0995-43-5111
FAX 0995-64-2111

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 3 年 4 月 20 日

鹿児島県立鹿児島養護学校長 福田雅紀

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
学校給食及び寄宿舍給食調理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県立鹿児島養護学校
鹿児島市吉野一丁目42番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和 3 年 3 月 26 日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社総合人材センター
鹿児島市大黒町4番11号日宝いづろビル
- 5 随意契約に係る契約金額
37,840,000円
- 6 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号該当

教育委員会告示

鹿児島県教育委員会告示第4号

鹿児島県文化財保護条例（昭和30年鹿児島県条例第48号）第31条第2項の規定に基づき、次の表に掲げる鹿児島県指定天然記念物の指定は、令和3年3月26日付けで解除されたものとなるので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和 3 年 4 月 20 日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

天然記念物

名 称	所 在 地	所 有 者	指 定 告 示
<small>みぞのくちどうけつ</small> 溝ノ口洞穴	曾於市財部町 下財部字大塚 原5782番3, 5782番4, 5783番2及び 5788番11	曾於市	昭和30年1月14日 教育委員会告示第2号

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第13号

次の団体は、政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、令和3年4月1日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために、いかなる名義をもってするを問わず、寄附を受け、又は支出をすることができない団体となった。

令和 3 年 4 月 20 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党鹿児島県鹿児島市・鹿児島郡区第五支	宇田 隆光	宇田 清一	鹿児島市石谷町3692

部			
宇田隆光後援会	森 与一郎	宇田 清一	鹿児島市石谷町3692
こき健一後援会	有馬 範和	古木 深雪	南さつま市加世田津貫20090 - 3
しりなしはまやよい後援会	尻無濱 弥生	尻無濱 弥生	阿久根市赤瀬川392- 2
なごえおさむ後援会	徳永 實保	日高 保太郎	熊毛郡南種子町中之上2347番地 2
南としひろ後援会	柳井 哲郎	川原田 一郎	志布志市志布志町内之倉3355 - 1

人事委員会規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 4 月 20 日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会規則第 8 号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和39年鹿児島県人事委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「記載し、措置の要求をする者（以下「措置要求者」という。）が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項第 1 号中「措置要求者」を「措置の要求をする者（以下「措置要求者」という。）」に改める。

第11条第 2 項中「記載し、委員全員が記名押印する」を「記載する」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(5) 委員名

別記様式中「昭和 年 月 日」を「 年 月 日」に改め、「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 4 月 20 日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会規則第 9 号

鹿児島県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の申立てに関する規則（昭和39年鹿児島県人事委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「記載し、審査申立人又は代理人が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第10条第 2 項中「記載し、委員全員が記名押印する」を「記載する」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(5) 委員名

別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 4 月 20 日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会規則第10号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則
不利益処分についての審査請求に関する規則（平成15年鹿児島県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「記載し、審査請求人が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第2項中「記載し、代理人が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第46条第3項中「記名押印しなければ」を「署名しなければ」に改める。

第56条第1項中「事務職員」を「事務局職員」に改め、同項第5号中「事務局職員の氏名」を「事務局職員及び調書を作成した事務局職員の氏名」に改め、同条第3項を削る。

第57条第2項中「記載し、人事委員会の委員が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 委員名

第61条第3項中「記載し、再審査請求人が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改め、同条第4項中「記載し、当該代理人が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

.....

鹿児島県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 4 月 20 日

鹿児島県人事委員会委員長 西啓一郎

鹿児島県人事委員会規則第11号

鹿児島県職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の退職管理に関する規則（平成28年鹿児島県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「、総務部文化スポーツ局長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第41号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 3 年 4 月 20 日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	Pめぞん一刻5H1YX1	株式会社アムテックス	0P1712
回胴式遊技機	Sガールズ&パンツァー劇場版H4	株式会社平和	0S1509
回胴式遊技機	SチバリヨZH-30	株式会社オーゼキ	1S0017